

記入例

国制度無償化請求用

※新2号・新3号認定を受けている方は
こちらの様式をご利用ください。

請求日 年 月 日

(宛先) 向日市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業）の施設等利用費

【 令和●年 ●月 ～ 令和●年 ▲月分 請求用】

私は、子どもの振込先	金融機関名・口座番号・口座名義（カタカナ）はお間違えのないよう注意願います。なお、振込先は「1.施設等利用給付認定保護者（請求者）」と同名義の口座である必要があります。	給付の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払項目に同意します。
1. 申請者		
2. 実際に		
3. 利用料		
4. 課税状		

1. 施設等利用

フリガナ	ムコウ △ △	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和
氏 名	向日 △ △ 印			現住所	向日市寺戸町
	※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です			電話：	080-

2. 認定子ども ※認定子どもごとに請求が必要です

フリガナ	ムコウ ○ ○	認 定 番 号	○○○○○
氏 名	向日 ○ ○	認 定 区 分	☒ 新2号認定 ☐ 新3号認定
生年月日	平成 27 年 4 月 10 日		

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行・信用金庫 △ △ 支店	預 金 種 目	☒ 普通 ☐ 当座
○ ○	農協・信用組合 △ △ 出張所	口 座 番 号	1 2 3 4 5 6 7
		口座名義(カタカナ)	ムコウ △ △

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子

①	フリガナ	ニカカ イイクシセツ ● ● イイクエン	所	
	施設・事業名	認可外保育施設 ● ● 保育園		
	契約している利用料※2	☒ 月額 35,000		
②	フリガナ	ヒョウジ イイクシセツ ▲ ▲ イイクエン	所	
	施設・事業名	病児保育施設 ▲ ▲ 保育園		
	契約している利用料※2	☐ 月額 円		
③	フリガナ		所在地	〒 617-0002 向日市寺戸町○○○○ 電話： 075-□□□□-○○○○
	施設・事業名	向日市ファミリーサポートセンター		
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☒ 時間額 700 円		

＜裏面も記入して下さい＞

各施設から発行を受ける「領収証兼子育て支援提供証明書」（「ファミリーサポートセンター分は『活動報告書』」）に記載されている領収額を合算した額を記入してください。

例) 令和元年12月利用分

- ・認可外保育施設... 35,000円/月 35,000円
- ・病児保育施設... 2,000円/日×2日 = 4,000円
- ・ファミリーサポートセンター... 700円/時間×2時間 = 1,400円
- 合計: 40,400円

円	□	時間額	円
円	□	時間額	円
円	□	時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は
※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の
の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月

認定区分（新2号認定（3～5歳児）、新3号認定（0～2歳児））により月額上限額が異なりますので、それぞれの区分に応じた額を記入してください。また、月途中の認定や転入出の場合は日割り計算が発生しますのでご注意ください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て支援

利用年月日	認可外保育施設等に支払った月額利用料の合計 (a) ※3 ※4	月額上限額 (b) ※5 3～5歳児は37,000円 0～2歳児は42,000円 月途中で認定が開かる場合はその月の上限額を日割りする必要があります。 下記※5参照	
		円	円
令和元年 10月	38,400	円	37,000
年 11月	35,000	円	37,000
年 12月	40,400	円	14,320

例) 令和元年12月利用分
12月12日付で向日市を転出の場合
月額上限額 37,000円×12日÷31日

各月の (a) と (b) の額を比較し、小さい方を請求額として記入してください。

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類「領収証兼子育て支援提供証明書」を添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）
例) 後期（10月～3月）の利用料金240,000円で支払っている場合
240,000円÷6か月＝40,000円（月額相当分）
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転入出の場合、月額限度額は次の通りとなります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額（認定終了日・転出日は日数に含む）
37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数（10円未満切り捨て）
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額（認定開始日・転入日は日数に含む）
37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数（10円未満切り捨て）